

— 南丹市行政改革大綱 —

次代を切り拓く市政運営の指針

(平成19年度 ~ 平成23年度)

平成18年12月



南 丹 市

はじめに

平成18年1月、4町の合併により南丹市が誕生し、歴史的な第一歩が踏み出されたところです。

しかしながら、少子高齢化社会の進行や地方交付税の削減など、地方自治体を巻き巻く環境は、ますます不透明な情勢であり、加えて、三位一体の改革など、地方分権の進展により行政のあり方そのものも、大きな転換を求められている状況です。

そこで、合併後1年を経過していませんが、7月より、有識者により「南丹市行政改革推進委員会」を設置し、既に生じている課題や市民の目線による行財政運営に対するご意見など、多くの論議をしていただき、これから取り組まなければならない重点事項の提言（答申）をいただきました。

本市においては、この推進委員会でのご意見や提案を真摯に受け止め、長期的な視点から、見直すべきは見直し、改めるべきは改め、伸ばすべきは伸ばす「行財政運営の改革」と、輝き希望あふれる南丹市の実現に向け、市民と行政が手を携え、ともに知恵を出し合う「市政運営の改革」という二つの大きな目標を定めた「南丹市行政改革大綱」を策定し、平成19年度を初年度とする5年間で改革に取り組むことといたしました。

なお、この取り組みには、市民の皆様をはじめ、議会など関係各位の深いご理解と、ご協力をいただかなければ達成しないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

平成18年12月

南丹市長 佐々木 稔 納

目 次

第1章 大綱策定の背景	1
第2章 行政改革に向けて	2
第1節 行政改革に取り組む必要性	2
第2節 行政改革の位置づけ	5
第3章 改革の目標と基本事項	6
1 目 標	
2 基本事項	
第4章 改革の取り組み	8
第1節 将来を見据えた行財政運営を確立するための改革	8
1 事業制度の適正化	
2 各種団体に対する対応の適正化	
3 財政運営の健全化	
第2節 行政運営に市民が参画できるようにするための改革	12
1 情報公開の充実	
2 広聴機能の充実と強化	
3 市民協働事業の推進と強化	
第3節 多様な市民ニーズに対して的確な対応をするための改革	14
1 行政事務の整理合理化	
2 行政サービスの向上	
3 職員人材育成の推進	
第4節 市としての新しい行政スタイルを確立するための改革	16
1 組織・機構の見直し	
2 職員定数等の適正化	
第5章 計画の体系	18
第6章 策定方針	19
第7章 推進体制	20

第1章 大綱の背景

現在わが国において、少子・高齢化社会、人口減少社会の到来をはじめ、地方分権の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、将来にわたって自立的・持続的な発展を遂げていくために、簡素で効率的な行財政体制の確立とともに、戦略的な「行政改革」の推進が必要になっている。

特に、地方自治体を取り巻く状況はますます厳しさを増しており、行政のあり方そのものについて検討を加えなければならなくなっている。

このような背景の中で、本市は平成18年1月1日、4町の合併という一つの大きな行政改革により誕生し、地域のバランスのとれた発展と住民福祉の向上をめざした。

しかし、合併前の施策がそのまま新市へ移行されたものなどが見受けられるとともに、合併時の想定を超えた新たな課題が生じており、本市の行財政運営は非常に厳しいものとなっている。

また、国においても、平成16年12月に「今後の行政改革の方針」が打ち出され、平成17年3月には「地方公共団体における行政改革推進のための指針」を定め、この指針に基づきいっそう積極的な行政改革の推進が求められている。

第2章 行政改革に向けて

第1節 行政改革に取り組む必要性

(1) 本市の財政状況

本市の歳入については、市税をはじめとする自主財源¹よりも地方交付税を中心とした依存財源²に頼る財政運営となっており、特に、地方交付税の見通しが不透明な情勢では、非常に厳しい状況といえる。

一方、歳出面に目を転じると、合併による地域間格差の是正事業などの実施や、施設の老朽化に伴う大規模修繕、福祉サービスの多様化などにより、歳出規模は増加の傾向が予想される。

今後求められるであろう財政課題も含めて、収支バランスはますます厳しくなるものと予想される。

(2) 本市の地方債残高

今日まで、旧町それぞれにおいて、住民のニーズ³実現のため、財源確保の厳しい中、地方債⁴（借金）も活用し、様々な事業に取り組み、地域の実態は大きく変化してきた。

結果、地方債残高も増加し、今では一般会計の歳出額を上回るものとなっている。

市債による資金調達は、施設整備などにともなう世代間負担の均衡という意味もあり、一概に是非を論じることはできないが、債務負担が過度にならないよう十分留意する必要がある。

¹ 自主財源

歳入は、大きく「自主財源」と「依存財源」にわけることができる。

市が自主的に収入することができる財源のことを指し、市税、分担金および負担金、使用料および手数料などがある。

² 依存財源

国や県の意思によって定められた額を交付される財源のことを指し、国・県支出金や地方債などがある。

³ ニーズ

必要、要求を表す意。

⁴ 地方債

公共団体が必要な財源を調達するために負う債務で、その履行が一般会計年度を越えて行われるものであり、証書借入れ又は証書発行の形式をとるものをいう。

公債ともいう。また、地方債を起こすことを起債という。

(3) 市民ニーズの多様化

少子高齢化が進む中で、教育、福祉、あるいは環境問題など様々な課題について、市民の意識が高まる中、市民ニーズはますます多様化しており、行政としてこれらに対する的確な対応が迫られている。

また一方では、規制緩和の進展に伴い、民間活力やボランティア⁵、NPO⁶などの力を積極的に取り入れられる環境も整いつつある。

今後は、市民、企業、行政がそれぞれの役割を認識したうえで、協力しながら、多様化する市民ニーズに応え、地域の課題を解決していくことが求められる。

(4) 高度情報化社会の進展

情報通信技術の飛躍的な発展は、社会経済活動に大きな変革をもたらしている。特に、双方向コミュニケーション⁷が容易にできるインターネットの普及は目覚ましいものである。

また、平成23年7月には地上波テレビ放送がアナログからデジタルに完全移行され、テレビでも容易に双方向コミュニケーションが図れるようになる。

しかし、本市域の大半は、これらのサービスを容易に受けることができない地域、つまり都市部に比べ情報格差が非常に大きい地域とも言え、今後は、施策の重要な1つとして情報格差の是正を図ることが求められている。

⁵ **ボランティア**

自発的に、ある事業に参加する人または団体。

日本では社会事業活動などに無報酬で参加する人を指すことが多いが、欧米では参加者に対して最低限の経費（人件費や交通費など）を支払うのが一般的である。

⁶ **NPO** (Not for Profit Organization の頭字語)

広義では非営利団体のこと。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことや、特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指す場合が多い。

⁷ **双方向コミュニケーション**

一方が受信するだけでなく、相互に受信、送信を繰り返すこと。

(5) 地方分権の推進と三位一体改革

平成10年のいわゆる「地方分権一括法⁸」の施行により、本格的な分権時代が幕を開け、国の関与の軽減、規制緩和、権限委譲などを受けて、地方自らの責任で政策を決定していく本来の「地方自治」が推進された。

また、平成16年には「三位一体の改革⁹」が打ち出され、「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」という政策により、地方自治体が担うべき役割の明確化が求められている。

(6) 地域自治組織の役割

合併に伴う行政区域の拡大により、市民や地域と行政をつなぐための地域自治組織の必要性が、いままで以上に高くなっている。

また一方では、合併前の基礎自治体における住民自治を確保するため、自らが自らの地域を支える源となるような地域自治組織の存在についても求められている状態である。

今後は、行政の協力組織としての側面と、地域の自主的な活動を推進する側面の、両面を持ち合わせた地域自治組織の確立が求められている。

このようなことから、早急に南丹市としての「行政改革」に取り組む必要があり、旧態依然とした枠組みからの脱却や、既成概念にとらわれない柔軟な発想や手法を取り入れて、事務や事業の見直しだけではなく、市民と行政が知恵を出し合い協働してつくる「新たな南丹市」の構築をめざすため、『南丹市行政改革大綱』を策定し、行財政運営の課題に的確に対応していくこととする。

⁸ 地方分権一括法

地方分権改革の柱として、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うこととし、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することを目的に、平成9年7月の国会で、475本の法律改正案から成る法案として可決成立し、平成10年4月1日から施行された。

⁹ 三位一体の改革

国が補助事業などの権限と財源を地方に移すと共に、地方自治体の自由度を高めることで、全国一律のルールではなく、それぞれの地域の実情に合わせた、住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供することを目的に、国と地方の役割を見直し財政面での自立をはかり、真の地方自治の確立をめざす改革。

第2節 行政改革の位置づけ

高度で多様な市民ニーズの拡大をふまえ、自己責任と自己決定に基づく主体的なまちづくりが求められており、合併に際して策定された「新市建設計画」の主要施策にも、効率的、効果的な行財政運営を進める行政改革の推進が位置づけられている。

そのため、事業、制度、組織、業務運営などの改革を示した、重要な指針として大綱を定め、様々な取り組みを実行することにより、今後策定する「南丹市総合振興計画」に基づく合併後の新しいまちづくりが実現可能となる。

第3章 改革の目標と基本事項

この大綱がめざすものは、効率的、効果的な行財政運営を行いながら、市が保有する様々な資源を有効的に活用し、市民の多様なニーズに的確に応えるとともに、市民との協働¹⁰による新しい行政システムを構築し、輝き希望あふれる南丹市を実現することにある。

その実現に向けて、2つの大きな目標を掲げ、4つの基本事項を柱に行財政運営を推進する。

1 目 標

(1) 『市民と共に築く市政運営』の実現

市民への説明などを通して、行政の透明性を向上させ、誇りと絆を大切に市民と行政が手を携え、輝き希望あふれる南丹市を築く市政運営の確立を図る。

(2) 『次代を切り拓く行財政運営』の実現

長期的な視点にたち、見直すべきは見直し、改めるべきは改め、伸ばすべきは伸ばす「選択と集中」を行う中で、迅速かつ着実に実践する行財政運営の確立を図る。

2 基本事項

(1) 将来を見据えた行財政運営を確立するための改革

事業制度に関する改革、各種団体への対応に関する改革、財政運営に関する改革に取り組む。

(2) 行政運営に市民が参画できるようにするための改革

情報公開に関する改革、広聴機能に関する改革、市民協働事業の推進に関する改革に取り組む。

¹⁰ 市民協働（＝住民協働）

住民や民間企業などと行政がそれぞれの立場を理解しつつ、共通する目的のもとお互いに助け合い、協力して公益的な活動や地域課題などを解決し、住みよい地域社会を作り出していく状態。

(3) 多様な市民ニーズに対する確に対応できるための改革

行政事務に関する改革、行政サービスに関する改革、職員人材育成に関する改革に取り組む。

(4) 市としての新しい行政スタイルを確立するための改革

組織・機構に関する改革、職員定員管理・人件費に関する改革に取り組む。

第4章 改革の取り組み

第1節 将来を見据えた行財政運営を確立するための改革

1 事業制度の適性化

(1) 評価制度の導入

評価制度¹¹などの導入により、事業制度の適性・必要性を明確にし、簡素で効率的かつ効果的な行財政運営の遂行と、受益と負担の公平性を確認する体制を整備する。

評価の基準としては、コストの削減が図られているか、地理的条件や地域性に配慮されているかなどに留意し、行政内部による評価だけでなく、市民や第三者（専門家）など行政外部からの意見も聞き、より透明性の高い行財政運営を実現する。

また、事業そのものの評価だけではなく、執行方法や執行状況など、管理の部分についても評価の対象として取り組む。

(2) 見直しと公表

評価の結果に基づき、最小の経費で最大の効果をあげる見直しを行い、その見直しは一時的なものだけでなく、常に「計画策定」「実施」「検証」「見直し」のサイクルを繰り返し、柔軟で機動性のある事業制度を確立する。

また、評価結果などは、市民への積極的な公表に努める。

(3) 行政と民間の役割分担の明確化

事業制度の性質や内容などにより、行政が行うべきものと、民間などが行う方がコストの削減が図れ、サービスが向上するものとに分類し、効率的で効果的な実施に努める。

また、イベントなどの催しについても、単に旧町のものを引継ぐだけでなく、南丹市のイベントとして位置づけるものと、地域のイベントとして位置づけるものに精査し、実施主体や実施形式、経費負担などについて見直しを行う。

(4) 公共施設の適切な維持管理と運用

公の施設の運用に関する行政関与の必要性や管理のあり方、維持管理に要する全ての経費について点検・精査し、経費縮減に取り組む。

¹¹ 評価制度

行政が実施する事業やサービスについて、様々な面から具体的な効果を示すとともに、市民の満足度に注目し、満足度がどれだけ向上したかを具体的な指標に置き換えて、政策・事業の効果を測ること。

(5) 指定管理者制度¹²の導入と推進

民間活力の活用によりサービスの向上が見込め、かつ管理経費の削減など財政的メリットが見込める施設については、積極的に指定管理者制度を導入する。

なお、指定管理者制度導入後も、施設設置者として適切な運営が続けられているか、管理状況や指定管理者の経理状況などについて管理・監督を続ける。

(6) 公共施設の統廃合と活用

合併によって重複している公共施設などについて、利用目的や地域間のバランス、地域の特性、市民のニーズなどを把握しながら、施設の統廃合について検討する。

また、余剰施設や遊休施設、民間や団体が主体として運営する方が、サービスの向上が見込まれる施設については、施設の転用や売却などについても検討する。

2 各種団体に対する対応の適性化

(1) 公的支援団体の精査

過去の慣例や事業の継続性だけにとらわれるのではなく、現在の活動状況を把握するとともに支援の必要性や支援の内容について検討し、適切な支援を実施する。

なお、他の団体と活動内容や主旨が類似するものについては、積極的な整理、統合をうながし、支援の一本化を図る。

(2) 団体と行政の役割の明確化

活動の自主性や透明性を確保するため、特に公的支援団体への職員派遣や事務局の兼務については見直しも含め検討し、行政と団体の役割を明確にするよう努める。

(3) 支援団体の公表

公的支援を受ける団体については、その活動内容、主旨および経理状況などに関する資料の提出を義務付けるとともに、提出された資料については、広く市民に公表する。

¹² 指定管理者制度

今まで地方公共団体やその外郭団体に限定されていた公の施設の管理を、民間業者などの団体にもさせることができるというもの。

3 財政運営の健全化

(1) 財政計画の策定

合併に伴う財政規模の肥大化を抑制し、規模に見合った財政水準となるよう、行政全般にわたる歳出の削減目標など、明確な数値を盛り込んだ財政計画を早期に策定する。

(2) 公表と新しい手法による財政運営の確立

財政状況や財政諸表について、市民にわかりやすく積極的に公表することで、財政運営の透明性を高めるとともに、経営的発想を取り入れた効率的で効果的な財政運営の確立を推進する。

また、従来積み上げ方式ではなく、成果を重視した配分予算方式など、新しい手法による予算システムの導入についても検討する。

(3) 安定した歳入の確保

自主財源の主要を占める、税や料の徴収体制を強化するとともに、合併により生じた不均一の早期解消や、料金体系などの見直しにより、受益と負担の均衡を図り安定した歳入の確保に努める。

また、公平公正を確保するため、悪質な滞納者への法的対応を行う専門的な体制の整備についても検討する。

(4) 歳入確保に向けた新たな取り組み

新税や、広告事業の導入など、新たな財源確保の方法について検討する。

また、普通財産¹³や、行政財産¹⁴であっても余剰財産となっているものについて、積極的な売却や貸与などにより、自主財源の確保を推進する。

(5) 事業会計における経営計画の策定

専門家などの意見も取り入れ、料金などの見直しや事務の効率化、業務の民間委託推進など具体策や数値目標を盛り込んだ中期経営計画を早期に策定し、事業会計における独立採算の安定確保に努める。

¹³ 普通財産

行政財産以外のものをいう。普通財産は特定の行政の目的に直ちに用いられることのないもので、管理処分の結果、財政収入とすることもできる。

¹⁴ 行政財産

行政上の目的のために所有しているもので、売払いなどの処分を行うことはできない。その性格から「公用財産」、「公共用財産」、「企業用財産」などに区分される。

(6) 第三セクターや外郭団体¹⁵の独立運営

設置目的や事業内容が類似する団体および団体の経営が市の補助金に依存している団体などについては、他法人との統廃合による財政基盤の強化を求める。

また、市からの補助金や委託料についても、市としての支出基準の統一や、年次的な削減などの見直しを行い、独立した運営をうながす。

(7) 事務経費などの削減

共同化や外部委託（アウトソーシング）など、既成概念にとらわれない新しい事務の手法を積極的に取り入れ、事務経費の削減に努める。

また、公共工事や各種事業の実施にあたっては、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用して行う新しい手法（PFI）を積極的に取り入れ、経費の削減だけではなく、質の高いサービスの提供をめざす。

¹⁵ **外郭団体**

国や地方公共団体などの行政組織の外部にあつて、これと連絡を保ち、その活動や事業を助ける団体。行政より財政上の保障を得ているものが多い。

第2節 行政運営に市民が参画できるようにするための改革

1 情報公開の充実

市民が求めている情報を的確に把握し、わかりやすくスピーディに提供する体制を整備する。

特に各種事業や制度の実施状況、公共施設の維持経費については、情報公開条例などの運用基準にしたがい、広報誌やお知らせ、ホームページなどを最大限活用して積極的に公開する。

また、各種会議や審議会などの協議経過については、市民に広く周知することが望ましいものは公開に努める。

2 広聴機能の充実と強化

各種計画の策定や政策立案時における第三者の意見を聞く制度（公聴会）や、市民に直接意見を求める制度（パブリックコメント）などを導入し、政策策定段階からの市民参画を積極的に進める。

また、行政課題などに対し、誰でも気軽に自由に参加できる意見交換会（タウンミーティング）など、直接市民との意見交換ができる環境の整備にも取り組む。

3 市民協働事業の推進と強化

（1）市民協働の推進

市民と行政の役割をお互いが認識し、理解を深める中で、市民が施策に対して積極的に参加する機運を高めるとともに、市民と協働した市政運営が行える環境を整備する。

そのため、市民や地域の代表者などに、行政に関する様々なノウハウ¹⁶を身に付けてもらう研修を積極的に実施する。

あわせて、行政職員も意識改革や勤務体制の改善により、市民として地域協働に参加できる取り組みを推進する。

¹⁷ ノウハウ

物事を実施するうえで必要な技術や知識などの情報。

(2) 地域の各組織との連携強化

地域自治組織やボランティアグループ、NPOなどの組織は、市民協働を推進する重要な組織と位置づけて連携強化を図り、行政とのパートナーシップ¹⁷を築く取り組みを推進する。

特に、地域自治組織については、従来からの組織をより発展させ、全市的な視点で捉えた、新たな地域自治組織の構築に向け取り組む。

¹⁷ パートナーシップ

友好的な協力関係を表す意。

第3節 多様な市民ニーズに的確な対応をするための改革

1 行政事務の整理合理化

(1) 事務の合理化

情報通信技術の積極的な活用による事務の電子化や情報の共有化などをより一層推進し、スピーディで合理的な事務執行に努める。

また、事務のあり方について見直し、外部委託や委譲についても検討する。

(2) 広域連携による事務の効率化

南丹市単一の事務改革にとどまらず、京都府や近隣市町との広域連携による事務運用についても積極的に検討し、導入することで、より効率的で効果的かつ合理的な行財政運営を推進する。

(3) 個人情報の保護

事務の合理化が目的であっても、個人情報の目的外利用や提供、担当職員以外の閲覧が行われないよう、個人情報保護条例などにに基づき保護施策に努める。

特に、委託の際には、行政の責任として、個人情報の保護および守秘義務の確保に十分留意する。

2 行政サービスの向上

(1) 行政サービスの向上

市民の期待に応えられる適切な対応をするとともに、様々な諸課題に対して、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するなど、常に市民の満足度を高める取り組みを推進する。

(2) 電子市政¹⁸の推進

現在、整備を進めている情報通信基盤を有効的に活用し、市民生活に必要なサービスを迅速かつタイムリーに提供できる電子市政を積極的に推進する。

¹⁸ 電子市政

コンピュータシステムやインターネットを利用し、様々な事務処理を電子化した行政機構。公共工事などの業務発注や、住民票登録などの各種手続き、行政文書の管理などにコンピュータシステムやインターネットを活用し効率化とコスト削減、サービスの質の向上を図る。

(3) 環境の整備

民間活力¹⁹や様々な情報機能を活用し、サービス内容のPRを推進する。

また、サービスを受けるための市民負担（時間、方法など）の軽減にも努める。

(4) 安全で安心なまちづくり

地震や台風などの天災だけでなく、あらゆる非常事態や不測の事態に、迅速で的確に対応できる危機管理体制の整備と充実を図る。

3 職員人材育成の推進

(1) 研修プログラム²⁰の策定

政策立案能力や説明能力に優れた人材、行政ニーズに的確、迅速に対応できる専門性に優れた人材育成を推進するため、長期的な視点にたった研修プログラムを策定する。

(2) 職員研修の実施

服務規律の確保はいうまでもなく、判断・決断能力ならびに資質向上を目的とした職員研修を実施する。

また、役職・年齢にこだわらない民間企業などへの実務研修により、組織の活性化の先頭に立つ職場リーダーの養成に努める。

(3) 接客対応の向上

定期的に職員の接客改善に向けた研修を行い、職員の意識改革をするとともに、普段から幹部職員を中心に職場一丸となって、接客対応の向上を図る。

また、市民相談、市民要望に対しても、的確・適切に対応できるルールを構築する。

(4) 意識改革

職員ひとり一人がコスト意識や危機意識と、担当業務に特化することなく幅広い知識と視野をもって取り組む。

¹⁹ 民間活力

民間企業のもつ効率的な事業運営能力や豊富な資金力。

²⁰ 研修プログラム

研修の実施により達成する目的のために、どのように行動するのかを決めたものこと。

第4節 市としての新しい行政スタイルを確立するための改革

1 組織・機構の見直し

(1) 本庁・支所の役割分担

本庁は企画立案や政策策定などの機能を充実する一方で、支所は地域と密着した業務や市民との調整機能を充実するなど、本庁と支所の位置づけや業務内容、役割を明確にし、効率的で効果的な行財政運営が可能となる組織体制を構築する。

なお、行政サービスの低下を招かないように、本庁と支所間はもちろん、様々な機関との連携強化を図る。

(2) 窓口サービスの向上

すべての部署における窓口業務は、市民からの多様な行政ニーズに対して、柔軟かつ機動的に業務の割り振りが行える体制の導入により、市民の利便性向上をめざす。

2 職員定数等の適正化

(1) 定員適正化計画の策定

行政ニーズとサービス形態にあった適正な規模となるよう、数値目標を定めた職員定員管理適正化計画を策定し、業務の民間委託等の推進、市民協働等の取り組みを通じて、サービスの低下を招かないよう留意しながら、職員数を抑制する。

また、嘱託職員、臨時職員についてもその必要性、緊急性、効率性等を十分検討して、適正な任用に努める。

(2) 職員配置の適正化

事業の総量や事業運営の統廃合などに伴った人員増減を迅速に行う効率的な人員配置と、新たな行政ニーズに対応する戦略的な人員配置を行う。

また、職員の意見が行政運営に反映され、意欲的に取り組める環境づくりに努めるとともに、実績や能力を重視した人事評価制度の導入に向けた取り組みを進める。

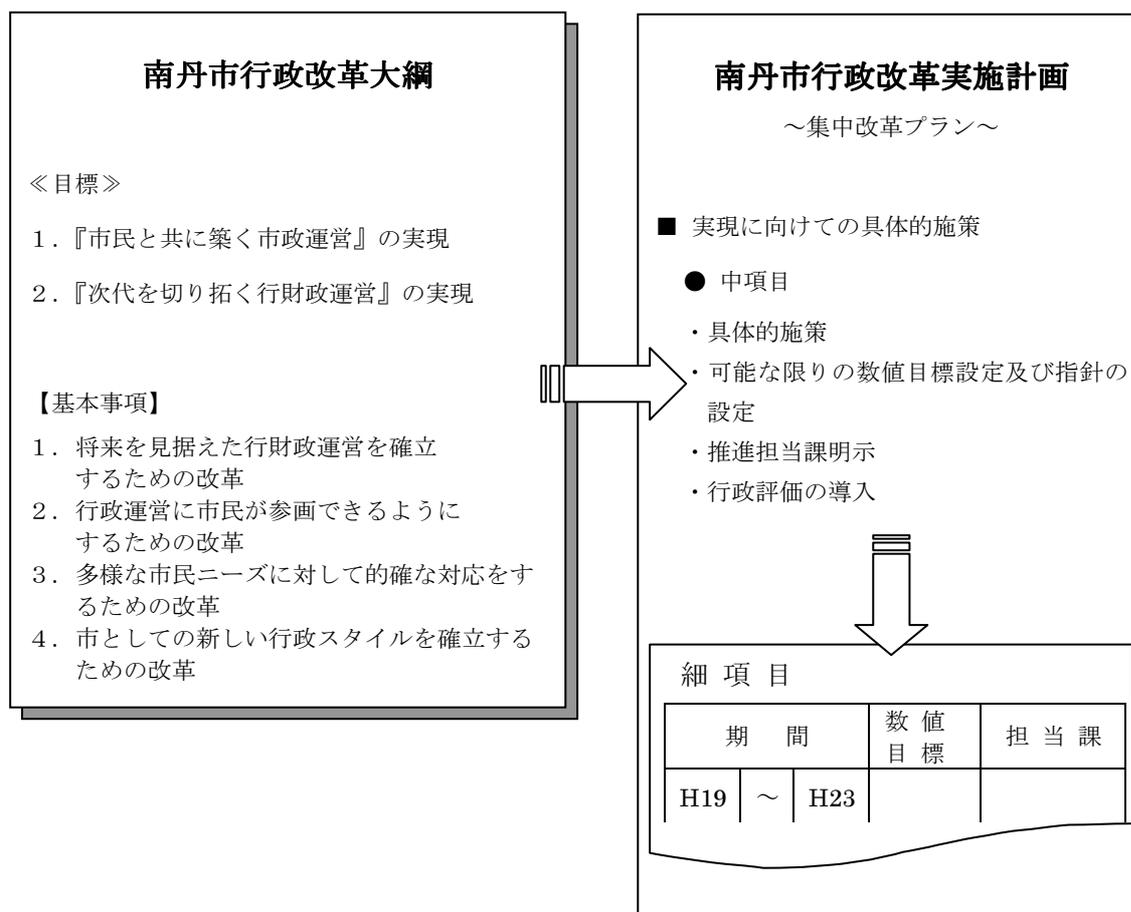
(3) 人件費の適正化

行政ニーズの増加と今後ますます厳しくなる財政事情や、国の制度・動向をふまえ、職員給与についても、諸手当を含めた給与制度の見直しを図り、人件費の削減に取り組む。

また、特別職の報酬等についても審議会等の意見をふまえて、適正な対応に努める。

第5章 計画の体系

『南丹市行政改革大綱』は、行財政改革の基本理念や基本事項を示したものであり、『南丹市行政改革実施計画』は、本大綱を基にし、数値目標や指針の設定ならびに行程表を用いた具体的に取り組む施策を策定するものである。



第6章 策定方針

南丹市行政改革大綱に基づく改革の推進期間は、平成19年度から平成23年度までの5カ年とし、大綱に基づく「南丹市行政改革実施計画」に沿って取り組みを推進するとともに、実施状況を毎年公表する。

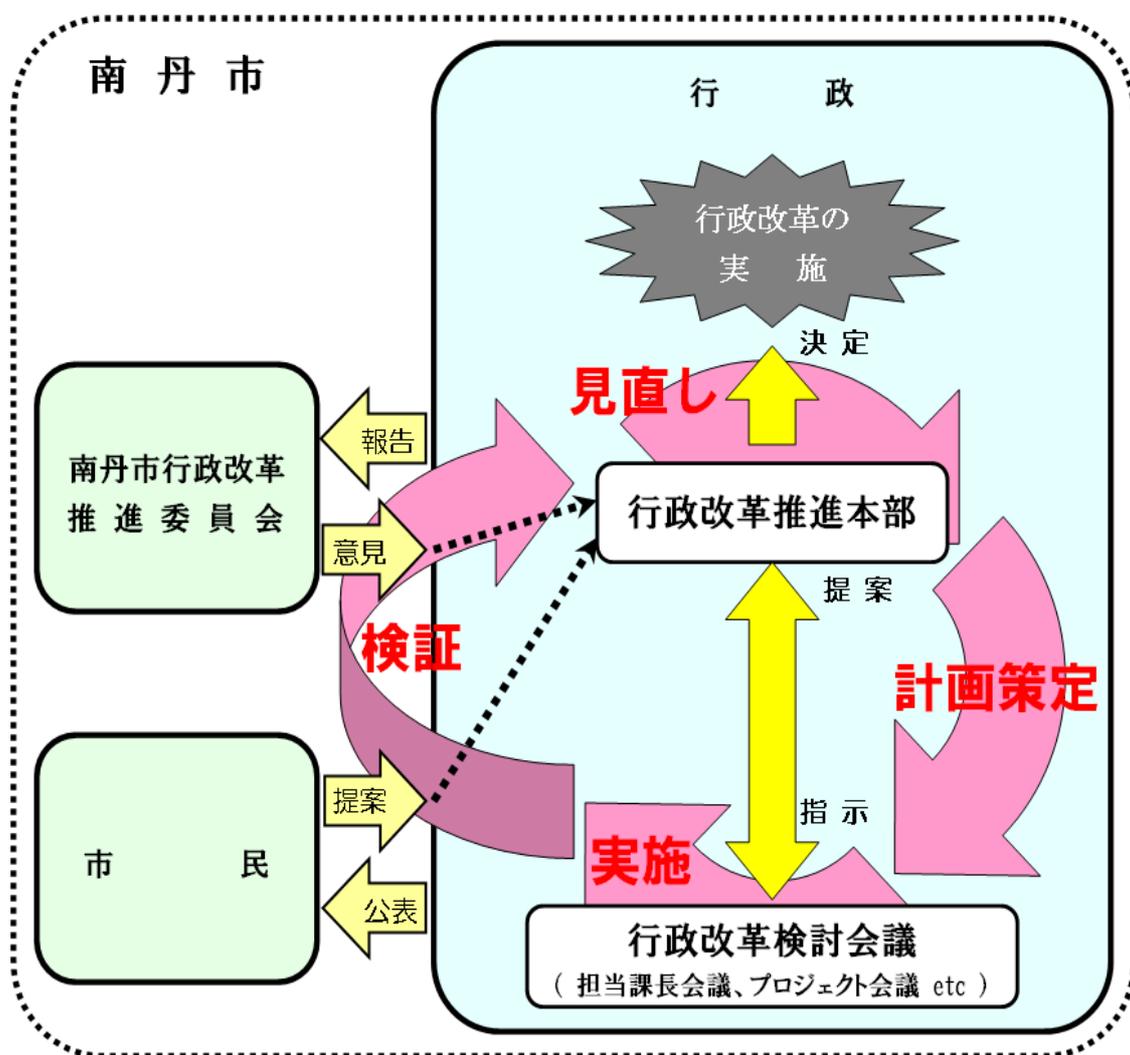
また、「南丹市行政改革実施計画」は、毎年度の目標の進捗状況を点検・評価し、適切な進行管理を行うとともに、環境変化に応じた実施内容の見直し改定を適宜行う。

第7章 推進体制

行政改革を着実に推進するために、市役所職員が一丸となって取り組むとともに、『計画策定』『実施』『検証』『見直し』というサイクルのもと、市民および行政が協働して計画を推進する。

また、行政改革の内容と進捗状況は、市民に公表するとともに、市民の代表からなる第三者機関に報告し、市民の意見や考えを市政に反映させる。

■ 進行イメージ図 ■



－ 南丹市行政改革大綱 －
次代を切り拓く市政運営の指針

平成 1 8 年 1 2 月

編集発行：南 丹 市〈南丹市行政改革推進本部〉

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

TEL：0771-68-0001 FAX：0771-63-0653

URL：<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

